# 貸借対照表

2022 年 8 月 31 日 現在

株式会社 プライムキャスト

(単位:千円)

株式会社 ノフィムキャスト 科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	[ 307,923 ]	【流動負債】	[ 41,038 ]
現 金 及 び 預 金	272,649	買掛金	13,726
売 掛 金	28,134	未 払 金	8,213
製品	2,920	未払法人税等	4,488
仕 掛 品	1,841	未払消費税等	8,395
そ の 他	2,377	そ の 他	6,214
【固定資産】	[ 195,641 ]	【固定負債】	[ 51,898 ]
(有 形 固 定 資 産)	6,097	リ ー ス 債 務	407
建物	1,731	繰 延 税 金 負 債	51,491
工具器具備品	4,005	負 債 合 計	92,937
そ の 他	360	(純資産の部)	
(無形固定資産)	180	【株 主 資 本】	[ 308,779 ]
商標権	180	資 本 金	30,000
(投資その他の資産)	189,363	利益剰余金	278,779
投資有価証券	155,500	利 益 準 備 金	1,580
長期前払費用	12,599	その他利益剰余金	277,199
保険積立金	18,423	繰越利益剰余金	277,199
そ の 他	2,840	「評価·換算差額」 等	[ 101,848 ]
		その他有価証券評価差額金	101,848
		純 資 産 合 計	410,627
資 産 合 計	503,564	負債・純資産合計	503,564

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 【 重要な会計方針 】

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

・商品 最終仕入原価法

・仕掛品 個別法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備並びに構築物については定額法)により計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物5年付属設備5年車両運搬具5年工具、器具及び備品3~8年

(2) 無形固定資産

定額法により計上している

商標権 10 年

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により計上しております。

#### 3 . 収益及び費用の計上基準

当社は主な収益を「請負契約」「準委任契約」「派遣契約」「保守契約」に分けて収益を認識しており、当該売上区分別の収益認識時期は以下のとおりであります。

### (1)請負契約

システム開発については、一括して開発・設計・構築等を請け負う契約であり、主な履行義務は顧客の 仕様に基づくシステム開発であります。

当該システム開発については、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの発生する費用を回収することが見込まれることから、原価回収基準にて収益を認識しております。ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

#### (2) 準委任契約

当社の指揮命令下においてお客様との契約内容に応じた役務提供を行う。

当該履行義務は契約期間にわたり労働時間の経過に連れて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、準委任契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

#### (3)派遣契約

労働者派遣契約に基づき当社のエンジニアを顧客に派遣し、顧客の指揮命令下でサービスの提供を行う。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、労働者派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

#### (4)保守契約

当社が提供するシステム、WEB サイト等の保守契約であり、期間を定めた契約を前提として提供しているため、顧客との契約期間に従い一定の期間にわたって収益を認識しております。

## 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に準じた会計処理で計上しております。

## 【 会計方針の変更に関する注記 】

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を2022年1月1日から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これに伴い、システム開発契約に関して、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの発生する費用を回収することが見込まれることから、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いシステム開発契約及び請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、2022年1月1日より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、2022年1月1日時点の利益剰余金に加減し、当該残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、2022年1月1日より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価はそれぞれ 28,019 千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

## 【 収益認識に関する注記 】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「【重要な会計方針】3 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 【 株主資本等変動計算書に関する注記 】

## 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	200 株	- 株	- 株	200 株

## 【 当期純損益金額 】

当期純利益 17,064 千円